

第9問

競技専用の非舗装路面(道路交通法の適用はない)を走行し速さを競う、ダートトライアルという競技がある。国内で行われるこの競技については、国際自動車連盟(FIA)の統括・公認を受けたJAFという団体が、「スピード行事競技開催規定」等を定め、競技の種類及び方法、コース、車両等の詳細な規則を決めて管理・統括している。本件は、同競技の練習走行会でおきた事故に関するものである。

被告人Xは、ダートトライアルの初心者であり、ギアを2速までしか入れたことがなく、本件コースでの走行は半年以上前に1回経験しただけで、コース状況を十分把握していなかった。7年程度の走行経験を有していた被害者Yは、Xが練習走行する際、自分を同乗させて欲しいと頼み、Xはこれに従った。Xは、Yの指示に基づいてギアを2速に入れ、上り坂のカーブを時速40kmくらいで曲がり、若干下り坂の直線に入って間もなく、被害者から言われて、ギアを3速に入れ、時速70～80kmくらいに加速した。下り急勾配のカーブにさしかかる際、Xは、Yから「ブレーキを踏んで、スピードを落として」等と言われ、ブレーキを強めに踏んだが、減速が十分でなかったため、走行の自由を失った。Xは右側の土手に衝突の危険を感じて、急ブレーキをかけハンドルを左に切ったが、今度は、車両後部が右に振られ、左側の土手に向かった。そこで、強くブレーキをかけながらハンドルを右に切ったが、ついに左側山肌に車両左後部を接触させ、Yを死亡させた。

なお、激突後の経過は確定できないが、検証の結果、車両右前部が丸太横木に当たって、その一部を破壊した結果、丸太の縦の支柱が突き出して残り、そこに車体が助手席側面から倒れかかって、支柱が助手席窓ガラスを割って突き刺さり、これがYの頸部および胸部に当たった可能性が最も高いとされた。

Xはいかなる罪責を負うか。

参考判例：千葉地裁平成7年12月13日判決